

福島原発事故からの地域再建と 世代継承への課題

— 富岡町の経験と現状を中心に —

藤 川 賢

1. はじめに一地域再建と世代継承

2023年6月2日に改正福島復興再生特別措置法が成立し、「特定帰還居住区域」が導入された。これは、東京電力福島第1原発事故後に伴う帰還困難区域で、避難指示解除の見通しが立っていなくても希望する人が帰還できる新たな制度である。これによって名目上「帰れない」避難者は大きく減ることになる。

だが、それによって実際に帰還する人がどれだけ増えるのかは定かではない。誰がどれほど強く帰還を望んでいるのか、どのような地域再建策が最も有効なのか、状況不明のまま一部の対策だけが実施されているようにも見える。10年余の間には変化も大きいので「避難」や「帰還」の範囲も曖昧になり、「避難」という意識なく別の地域に暮らし続けている人も多いし、旧強制避難区域では「帰還」しても家屋や家族構成や人づきあいなど、事故以前からは様変わりしている。その中でも「特定帰還居住区域」などが設定されるのは土地に根ざした地域や「ふるさと」が重視されているからだと考えられる。

それほど重要なのだとしたら、地域の被害も再建策の必要も「帰還」では終わらないはずなのに、地域再建も生活再建も当事者の自己責任に委ねられていく部分が増えていく。そのためもあって、世代継承の課題が深刻さを増している。帰還や復興の呼びかけは事故前の生活の回復を暗示し、帰還した人たちの多くもそれを望んでいたが、現状は大きく異なる。たとえば、事故前には相当数あった多世代同居世帯がほぼなくなり、単身世帯と二人世帯が圧倒的多数となった。帰還した人の多くが60代以上でもあり、後継者の不在は自分自身がいつまでこの地域に住み続けられるか、という問いに結びつく。時間とともに「帰還」する人が

増えていくとは言い切れない現状において、この人たちの地域再建への思いはどのように受け継がれるのだろうか。

本稿は、全域が福島第一原発から 20 km 圏内に位置する富岡町を中心に、地域再建と世代継承について考察していく。福島第二原発の立地自治体でもあった富岡町は、双葉郡の中心として賑わいを見せていたが、原発事故によってそれを奪われた。言うまでもないが、その被災経験は地域再建に向けた現在の課題に直結している。以下、「2」でその経緯を確認し、続く「3」では再建に向けた課題と現状に触れる。福島原発事故に関しては「ふるさと」や「分断」などの語句に言及する文献があり、富岡町もよく登場する。地域再建とのかかわりで、その意味を考察する。「4」では、農業を中心に地域と世代継承との関係を見ていく。人口激減のなかで土地の荒廃を防ぐためにも農業の重要性は増している。他方、家系と深くかかわっていた農地継承のあり方は変わろうとしている。その中で求められているものについて考えていきたい。

2. 富岡町における複合災害の経験

2-1. 被災の概要

福島県双葉郡富岡町は、浜通り地方のほぼ中央に位置する面積 68.39 km² の町である。東は太平洋、西は阿武隈高地に接し、気候、地勢ともにおだやかで、歴史的な変動も少ない。江戸時代以前には農業を主とする小規模な村落に分かれていたが、明治期からは双葉地方の行政・交通の中心として発展を見せた。いわき市と南相馬市との中間地にあたるとともに、川内村を経て小野町や田村市に向かう西側との交通路が開かれていたことから宿場・商業地として成長しやすかったと言われる。高度経済成長期が終わってからは南端部に福島第二原発が立地し（1982年営業運転開始）、県内有数の豊かな町財政を得るようになった。以来2011年の福島第一原発事故発生まで人口も約1万6千人が維持されていた。現状について言い添えれば、そのうちで町内に居住するのは1千人弱、新たな転入者などを含めた居住人口は3千人ほどである¹⁾。

東日本大震災・福島原発事故による複合災害は、このおだやかな地域に大きな被害と悲劇をもたらした。2011年3月11日の津波による死亡者は24人、被

災戸数は全壊 127 戸、大規模半壊 24 戸、半壊 31 戸であり（富岡町 2015）、その救助活動が本格化しようとする 3 月 12 日早朝から原発事故による全町避難がはじまった。原発の危機的状況について東電などからの情報がほとんどなく、テレビや伝聞で確認せざるを得ない、その中で全町避難と一号機爆発を迎えたのである。隣接する大熊町の放送を聞いて避難した人も多く、町役場からの避難呼びかけも公式情報に拠らない独自の判断だった。

避難者が集中し、また、自家用車を利用せざるを得なかったために、川内村への道はすぐに渋滞に見舞われた。数珠つなぎの車列は避難の混乱の象徴として報道記録写真集などにも残されるところで、途中で引き返して方向転換した人も少なくない。多くの住民がそれぞれに避難先を見つけていかななくてはならなかったため、拡散も助長された。さらに、川内村に避難した人たちは、原発事故被害拡大によって 2011 年 3 月 16 日に郡山市のビッグパレットふくしまなどへの再避難を余儀なくされた。

これらの混乱に関しては、改めて、福島第一・第二をあわせると世界最大規模の原子炉群が並ぶにもかかわらず、避難計画が現実の役には立たないものだったという不備が恨まれた。町の災害記録誌は以下のように書く。

「町民が一斉に川内村を目指して動き始めた。道は県道小野富岡線一本だけだ。たちまち渋滞し、流れは止まった。

この状況を見て警察は、北に向かって国道 288 号に出よう誘導した。ここから町民はバラバラに散り始めた。川内村に入ったものの村内の収容がいっぱい、さらに先へと向かった町民も多かった。最終的に川内村に避難した町民は、全町民の約半数にあたる 8,000 人弱といったところ。さらに三春町をはじめとする周辺市町村に 5,000 人以上が避難していった。

通常なら 30 分で着く川内村に 3~4 時間以上もかかった渋滞は、町民の一斉避難のため起きたもので夕方には解消したのだが、いわば起こるべくして起きた事態だった。ガス欠となった車の放置さえ大きな障害となる細い一

1) 2023 年 6 月 1 日時点の住民登録者 11,625 人、うち町内居住者は 2,214 人である。2020 年国勢調査による居住人口が 2,128 人、当時の住民登録者数が 1,600 人ほどだったことから、現在の居住人口は 3,000 人程度と推測した。

本道の脆弱さが露呈された様子を見て「だから言ってきたじゃないか」とほぞを噛んだ町職員が、少なからずいた。過去に行われた原発事故防災訓練に参加した自衛隊員から「あそこ（小野富岡線）を自衛隊の車両が救出に行ったら逆に住民は避難できない。道を直さないといけない。国道114号、国道288号、小野富岡、この3本は絶対直さないと救出に向かえない」と言われたことがあらためて思い出されたのだ。

もとより道路の拡張整備は、町としても原発建設以来要望してきたことの一つだった。しかし経済効果をタテに聞き入れられなかった。経済効果じゃない、ここは原発を背負っていて万一何かあったら大変なんだから、そのための機能が必要なんだ。だがその話は、40年来全然進まなかった。何のための防災訓練だったんだ、言ってた通りになってしまったじゃないか……。」²⁾

住民の避難先が郡山市といわき市を中心に拡散・分裂していることなど、事故当初の混乱はその後の避難生活や地域再建への話し合いにも障壁をもたらすことになった。

2-2. 富岡町の分断とその影響の継続

富岡町役場は、避難先の郡山市（ビッグパレットふくしま内）に最初の移転先本拠をひらき、後には郡山の事務所の他、いわき市、三春町、大玉村に出張所を開設することになる。2018年3月末時点での町民の避難先は、いわき市（5,870人）、郡山市（2,369人）を中心に、福島市（221人）、三春町（214人）などに分散し、隣接県や首都圏など県外も2,739人を数える³⁾。

こうした空間的な分散は、利害や状況の相違、社会関係の解体などを生み、避難の長期化や賠償問題の複雑化などによって、その溝を広げていく。富岡町は「分断」「ふるさと喪失」「第三の道」などをめぐる議論でしばしば例として挙げられてきた。たとえば日本学術会議社会学委員会は2013年6月に出した提言書の中で、「地域社会の解体（コミュニティ、地域経済、自治体レベルの破壊）」を

2) 富岡町「東日本大震災・原子力災害」2015年7月1日、30頁

3) 富岡町「東日本大震災・原子力災害の記憶と記録Ⅱ」2019年5月27日、97頁

指摘しているが、これは「社会学広域避難研究会・富岡調査班の分析」による「三つの分断」に由来するものである。

社会学広域避難研究会・富岡調査班が見た「三つの分断」とは、避難元・避難先の相違による分断、年代・ジェンダー・職業など中間集団ごとの分断、区域見直し・賠償問題に伴う分断である（日本学術会議社会学委員会 2013：4）。これらは富岡町以外の被災地にも共通で見られるもので、関東地方に富岡町からの避難者が集合的に存在したから「富岡調査班」が形成された一面はある。とは言え、埼玉県杉戸町などに富岡町からの避難者が多かったことは偶然ではなく、上記のような被災時の混乱による影響が大きい。社会学の調査者が富岡町からの避難者の話を聞いて、立場や意見の相違などを「分断」として捉えた事実も確認すべきだろう。

これには、放射能汚染の程度との関係も深い。というのは、当初は短期的という楽観もあった避難が長期的なものにならざるを得ないことが徐々に明らかになってくると、避難をめぐる選択の重みも増すからである。今日（2023年夏時点）、いわき市では少なくとも表面的な景観は震災前とそれほど変わっていないのにたいして、双葉町や大熊町は無人の地帯が広がって中間貯蔵施設などの工事が進んで事故前とはまったく別の地域にならざるを得ないことが明らかである。その間で広野町、楡葉町、富岡町の間でも原発からの距離に応じて回復への進行の差が見られる。大熊町に接する富岡町は、元の姿を目指せるのかどうか、誰が長期的な視点で復興を担うのか、の問いを切実に受け止めざるを得ない位置にある。だからこそ分断の課題も深刻さを増したと考えられる。

2-3. 避難指示の区域再編にともなう富岡町の苦悩

2013年に避難指示区域が再編され、富岡町は帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に3分割されることになり、町行政としても難しい判断を迫られた。避難指示は繊細かつ重大な判断であるから町域を分割することは避けたい。だが、国からはその線引きが求められ、かつ、その根拠となる線量データは曖昧で、基準としての年間追加被ばく線量 20 mSv も事故前とは大きな隔たりのある（富岡町 2015：79）。住民の選択の困難は行政による除染や復興への計画立案をも規定することになる。

結果として町は三分割をとまう区域再編を受け入れる一方、2012年9月26日に、富岡町議会が5年間は帰還せず避難指示解除は2017年以降とする「帰還できない宣言」を可決し、遠藤勝也町長（当時）も「一斉帰町と1mSv/年にこだわりたい」と述べている（儀野2021：65）。ただし、5年間は帰還しないという宣言は5年後の見通しをとまうものではなく判断への執行猶予にすぎないとも言える。

2013年時点で富岡町の人口1万5,920人、区分された内訳は、帰還困難区域は約4,650人（29%）、居住制限区域は約9,800人（62%）、避難指示解除準備区域は約1,470人（9%）であった。日中の滞在が可能になる地域での除染、全町一律の賠償を求める町と国との調整は難航し、他の自治体より区域再編の決定に時間がかかった（山本2021：33）。2013年2月16日にビッグパレットふくしまで開かれた「とみおか未来会議」の席で遠藤町長は、町民が抱えている課題や要望については理解しており、それに対応すべく国や東京電力に幾度となく要望活動を行ってきたが、その多くが受け入れられない状況に苦慮していると吐露した（市村他2021：327）。

長期避難の間には、損害賠償や帰還方針に関する政策等の変化もあり、判断の違いやためらいも積み重ねられてきた。被災者がくりかえしてきた選択は、常に一つの方向性をめざしたものは限らず、逡巡と試行錯誤をとまうものであった。自治体も住民の多様な希望に応えようとしてきた。富岡町では指示解除を控えた2015年6月に『災害復興計画（第二次）』を立てたが、その冒頭には「どの道を選んでも、ふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりを保ち続けられる町これから加わる仲間も居心地よく親しめる地域をめざして」と掲げ、「今は判断できない（しない）」を含めて「一人ひとりのあらゆる選択を尊重する」ことを強調している。目標を決めて進むよりも、まず町として立ち上がることを優先したものと見える。このことも長期的な被害の中で復興政策が始まったこと、したがって帰還などが原発事故被害の終わりではないことを示す。

住民と自治体の双方が選択の困難を抱え、お互いの方向性が定まらないためにさらに選択条件が制約されるという相互規定性は早くから指摘されてきたが（船橋2013、日本学術会議社会学委員会2013など）、富岡町はその代表例であり続けている。

加えて、富岡町自体が原発立地自治体だったことの影響もある。たとえば、自分自身としてはそう考えたことはないが「東電のおかげ」という思いを残している人たちの存在を知った人は⁴⁾、次のように語る。

「だから原発反対ってあの辺りの住民が言わないのは当然なんだなあって。こんな目にあってもまだ東電の肩を持つ。すごくおかしいけれど、それほどこの問題は根深いし、人の心が蝕まれていると思います。」(中尾 2013 : 72-73)

2019年に福島第二原発の廃炉が決まったとは言え、「廃炉国際共同研究センター」の研究棟は福島イノベーションコースト構想における富岡町での中心施設であり、町と原子力関連施設との関係は今後も残る⁵⁾。それが新たな分断の火種にならないための対応は、誰の手に委ねられているのだろうか。

3. 再建に向けた課題とその変化

3-1. 生活基盤の損傷―「ふるさと」の喪失／剝奪をめぐる議論の展開

長期避難後の地域再建を考えるにあたっては、事故以前の生活があきらめられてきたこと、その諦念が波動しながらも時間とともに強まってきたことを忘れるわけにはいかない。それは、「ふるさと喪失」などの表現にも反映されている。

-
- 4) 『富岡町史』(続編・追録編)は、原発誘致前の富岡町が「福島県のチベットといわれていた双葉地方の中心部にあって、昭和30年の旧富岡町と旧双葉町の合併当時から、大変な財政危機」が続いていたので、関係各町村がもろ手をあげて賛成し、福島第二原発の誘致に町的全組織をあげて決議したと記す(富岡町教育委員会 1989 : 101-1021)。地域の行財政への寄与に関する歴史的事実も確認すべきだが、同時に原発の稼働開始後にはチェルノブイリ原発事故、もんじゅ火災、JCO臨界事故を経て、全国的にも原発への不安が全国的に高まったにもかかわらず、原発立地自治体と他地域との感覚の違いがなおざりにされてきたことも分断を深める一因だろう。
- 5) 放射性物質に汚染された指定廃棄物の特定廃棄物処理処分施設(旧フクシマエコテッククリーンセンター)の立地に際して、行政区は反対を表明したが「福島復興のためには」などの説得を受けて辛い思いをしたことは、環境省による書籍の中でも語られている(環境省環境再生・資源循環局 2021 : 43,256)。

筆者自身がこれまでの論考で「ふるさと喪失」を用いることはほとんどなかったが、この言葉にも富岡町の人たちの経験は大きく反映されているので、先行文献において「ふるさと喪失」「ふるさと剝奪」などが意味するものについて、確認しておきたい。

山下祐介たち（2013）は、2012年7月から2013年3月にかけて富岡町住民の避難先各地で計8回開催されたタウンミーティングに関連して「ふるさとを守るために」とか「ふるさとの再生」という表現を用いてきたと述べる（山下他2013：219）。富岡町を離れてしまった避難者が「ふるさと」という言い方をするようになったのは自然である。そして、「帰れない」などの思いとともにその喪失も話題に上る。ただし、それは童謡や詩歌にうたわれる懐かしい「ふるさと」のイメージとは異なる。同書では次のように記述される。

「原発事故によって、富岡町は無理矢理「ふるさと」にされてしまったというのが正しい」「失ったのはふるさとではない。失ったのは生活の場であり、暮らしそのもの、ごく当たり前のものだ。」（山下他2013：221）

この喪失と被害の感覚は時間とともに深まった。その経緯について、除本理史は、「2011年秋ごろから、避難者たちは見通し不安だけでなく、「戻れない」という思いを強めていった」と指摘し、そこでは、「将来の見通しに関する不安」と「ふるさとを失った」という喪失感」という「精神的苦痛がともに深まった」と述べる。避難先への定住という方向性が決まっても、「無理と分かっているけど戻りたい」という希望は残り、移住は定住にならず、漂流感が持続するというのである（除本2015：205）。

この指摘は、三つの示唆を含むものだと考えられる。第一に、避難の事実が「ふるさと喪失」をもたらすのではなく、「戻れない」認識を深める長期的な事象として「喪失」が捉えられていることである。これにはもちろん個人差がある。第二に「喪失」の主体は避難者個人であるように見えるが、「生活の場を失った」とは避難元地域の打撃という客観的事象を示す点である。除本は、避難者が帰還しても「ふるさとの喪失」被害がなくなるわけではないことを注記している（除本2016：55）。

第三に、「無理と分かっているけど戻りたい」思いに関する葛藤と分断の継続である。強制避難の期間中は、避難者の感傷の側面が強い。山下祐介は「帰りたい」「戻りたい」という言葉の根底に「失いたくない」、ふるさとを完全に失うことへのデリケートな心情があると指摘する（山下他 2013：119）。避難によって失ったものと「戻れない」と自ら言うことによって失うかもしれないものとが異なり、また、ふるさとを守りたい気持ちは簡単には「帰りたい」につながらない。したがって、「戻らないけど、ふるさとを残すには」という話も避難者同士の間では自然に出てくる（山下他 2013：119-120）。これは帰還に向かう文脈でも語れる一方で、現実には帰還指示解除や復興計画などが具体化していくなかで「戻れない」理由も明確になってくる。そのため「第三の道」を含めた多様な選択肢と長期的な復興が求められる。こうした多様性や可能性が失われ、選択を強要される過程も喪失感を高めることになる。タウンミーティングを振り返って佐藤彰彦は、帰還や復興にかかわる溝を指摘している。

「避難元地域自体が「誰が帰還するに相応しいか」を選別している状況が起きているかのようにさえ見え、かつ、そうした行き違いによって、避難生活者と行政との溝が余計に深まっている。それが現状ではないだろうか。」（佐藤 2013：167）

「帰りたくても戻れない」「帰っても元の地域は取り戻せない」「今自分が帰らなければさらにふるさとは失われていく」といった感覚は互いに連続していて、時には一個人の中でも葛藤し、帰還や復興の現実化とともに切実な分断を含むようになっていく。そこには自分たちの行動によるものでありながら自分たちで決めていけない辛さがある。

関礼子は、その被害の面を強調して「ふるさとの剝奪」と表現する。そこで最初に重視されるのは、人と自然とのかかわり、人と人とのつながりが持続してきた「場所（＝地元）」こそが避難者が語る「故郷」という点である（関 2019：16）。その共同性が生活と密接にかかわっているところでは「共同性が機能しなければ個々の生活も成り立たなくなってしまう」（同上：17）。続いて関は、「避難指示区域の解除によって共同性が再起動するような類いのものでは

なかった」と指摘する。川俣町山木屋地区では、むしろ、避難中にはかろうじて保たれていた共同性が避難指示解除をきっかけに修復困難なまでに壊れたという認識があるという。放射能汚染の影響による自然との関係の変容・喪失、生活基盤の損傷などは富岡町での経験にもつながる点だろう。関は、「放射能汚染からの原状回復が伴わないなかでの避難指示解除は、故郷剥奪被害を残存させたまま、被害を不可視化していることに留意する必要がある」と述べる（同上：18）。長期的な強制避難による回復困難さと被害性の重視が「剥奪」には含まれている⁶⁾。

喪失と剥奪の間には若干の相違点があり、「ふるさと喪失」の焦点も論考によって少しずつ異なるが、それは概念の差というよりも時間差や心境の変化を反映した面が強く、心配されていた事態が現実化し深刻度を増していった結果であるようにも見える。

ここで注目したいのは地域生活の損傷としての「ふるさと喪失／剥奪」が避難開始からく少し遅れて始まり、避難指示解除後も続くことである。それは、残留汚染と避難の長期によって、住民にとっての生活基盤が失われていく過程である。そのため、避難指示が解除されても帰還の選択肢が増やしたことにならず、選択の強制感が強まった。他でも触れたようにこの選択には世代差が大きく、結果として生じた世帯変容も地域社会の維持可能性を損傷させている（藤川 2023a）。

3-2. 境界に置かれる苦勞と不安—富岡町の特徴として

ふるさとの喪失／剥奪や分断などの言説において富岡町が登場しやすい理由には、上記の通り避難経緯との関係で関東地方にも避難者の集合があつて研究者との接点が多かった、などの経緯もあるとは言え、まずは、放射能汚染と長期避難の影響、そして、避難指示区分の複雑さとの関係を考えるべきだろう。その一つとして、富岡町が被災自治体に取りまかれ、とくに北側には中間貯蔵施設の建設が進んで長期の無人状態が明らかな地域が広がっている点は見逃しがたい。

南に隣接する檜葉町では、2015年9月5日に避難指示が解除されたが、原発

6) 関氏の好意により川俣町山木屋地区住民が東電を相手どつた「山木屋訴訟」で提出された意見書から引用している。訴訟との関係で、関氏は、原発の立地に反対してきた人たちが等しく故郷剥奪の被害を受けた点、強制避難が継続する地区と指示解除された地区との故郷剥奪における「二つのプロトタイプ」に言及している。

事故発生時の住民基本台帳人口8,011人のうち2017年3月3日の時点における町内居住者は818名、帰還率11.1%となっている。なお、同月末日からは転入者を含めて調査時点の住基人口と町内居住者を示すようになり、2017年3月31日は住基人口7,215人、町内居住者1,508人、町内居住率は20.9%だった。2022年1月31日時点では住基人口6,671人、町内居住者数4,152人、町内居住率62.24%となっている⁷⁾。それに対して富岡町は、事故前の人口15,830人、2022年1月31日の住基人口12,023人のうち、2022年2月1日の居住人口が1,833人で⁸⁾、回復率は約11%、町内居住率は約15%となる。同じく福島第二原発の立地自治体で、交流も深かった富岡町と楡葉町の間における回復の差には、事故原発との距離、残留汚染などを考えざるを得ない。

次に近隣地域、とくにいわき市との関係もある。県立高校の学区を見ると富岡町が双葉学区に固定されているのにたいして楡葉町は双葉学区といわき学区との共通区とされている。そのため、同程度の成績であれば楡葉町の中学卒業者は富岡町ではなくいわき市の高校に通う方が多かったという⁹⁾。このように、もともといわき市のベッドタウン的要素をもっていた楡葉町と、双葉郡の中心地として独立性の高かった富岡町との違いは、双葉郡全体の人口激減による影響の差として反映されたと考えられる。双葉郡の中心的な存在として発展した町が、中間貯蔵施設など人口空白地帯との境界付近に変わってしまったことは、地域再建にとっても厳しい条件を加えることになる。

3-3. 自治体としての持続性に向けた困難

居住人口と住民登録人口が大きく異なり、さらにそれが事故前人口と大きく変わっていて、将来どこに収斂するのかわからないことは、自治体にとっても職員

7) 楡葉町のサイトによる。「避難指示解除後の町内帰還世帯・人数について」(<https://www.town.naraha.lg.jp/admin/cat337/006019.html>)、および「楡葉町内居住者数について」(<https://www.town.naraha.lg.jp/admin/cat337/006099.html>)

8) 富岡町サイトによる。なお、居住人口には転入者も含まれる(後述参照)。https://www.tomioka-town.jp/soshiki/jumin/jumin/hinansya_ninzu/4218.html

9) 元富岡町民からのヒアリング。楡葉町役場で確認したところでは(2022年3月24日)、富岡町、双葉町などに通う高校生もあり、南北両方へのつながりが楡葉町の生活利便性を支えていたという。富岡町の機能損傷は楡葉町の復興にも影響を与えている。

規模や財政、議会など多方面にかかわる深刻な課題である。

「生活している人が〔事故前の〕当時は 16,000 人で〔財政規模が〕73 億〔円〕とうたってたのに、今、〔ヒアリング時の住民登録者数が〕1,700 人前後で〔財政規模が〕200 億〔円〕を超えるという形になると、将来のことを見れば、1,700 人の税収だけで町が動けるかっていうのは、これ、無理ですよね。〔中略〕一番分かりやすいのは水道だと思ってるんですけど、16,000 人分の水道を供給してたのが、〔水道の管理すべき〕量は変わらないけど、1,700 人なので入ってくるお金は少ないんですよ。〔水道料金による収入は〕限られてるんですよ。でも、上から水は流れるので全部整備しないと平野にいるこの地域の者が水を飲めなくなるので、パイプを切るわけにはいけないというのが現状なので、1,700 人でまかなえるだけの町づくりというのをこれからやんなきゃいけないと思います。」（富岡町役場でのヒアリング、2021 年 10 月 22 日）

長期避難が続き自治体規模も大きい富岡町では、周辺自治体以上にこの課題が重い。津波被災への対応や産業団地造成などの復興事業も増えるし、それにとまなう町の変化は帰還に関する住民の迷いを深める。復興事業などで約 3 倍に膨らんだ町財政をいつまでに、どこまで、どのように縮小していくか、簡単に決められるものではなく、住民の動向がその重要な因子であると同時に、その結果は住民の生活を左右していく。「第三の道」の尊重は、船橋晴俊が「長期的退避」と特徴づけたように避難から復興への転換が短期的に進むものではないことを示している（船橋 2013：354）。その猶予期間を支えていくためには国の支援も求められる。

自治体の負担が増すことは住民の負担増にもつながる。それに関する懸念の一つとして介護保険がある（沼尾 2021：253）。富岡町における要支援 1 から要介護 5 までの認定者数合計は、2009 年の 534 人から 2011 年には 685 人に増え、2015 年の 859 人まで微増が続き、その後は 2022 年の 865 人まで横ばいとなっている。これは介護保険料にも反映され、事故前の富岡町における保険料基準額は全国平均・福島県平均のいずれよりも低かったが、事故後には逆転し、2021-



富岡駅付近に新たに建てられた集合住宅群（2020年3月24日）。復興公営住宅と民間のアパートがある。

23年度期間は2009-11年度期間の倍以上の金額になる（月額3,200円→7,000円）。関連して、沼尾波子は、避難者が広く分散する中で富岡町が直営の地域包括支援センターを設置するなどして行なってきた支援体制が維持困難になること、国民健康保険料・介護保険料の免除制度が打ち切られる可能性があり、それともなって住民票を避難先に移す人が増える可能性などを指摘する。

住民がこうした不安に対処するためには住民票を移して富岡町との縁を切っていくしか選択肢がないとすれば、自治体の持続可能性は低下していく。国や県からの復興事業に乗った除染・施設整備・拠点開発では、富岡住民の意向には無縁の「別の町」が出現し、それは「復旧・復興」ではなく「改造」「破壊」「作業員の作業員による作業員のための町」となると警告した金井利之は（金井・今井2016：21）、2021年末に刊行された共著書では次のように批判を強めている。

「発災前から存在していた、電力関連産業に支えられ、潤沢な資金を活用



富岡町の中央通り（2020年3月24日）。点在する集合住宅の間にある売り地・管理地と廃屋。

する土建等関連事業からなる町政構造が、名実ともに浮上してきた。原子力災害は、従前からの富岡町の町政構造を変えず、むしろ、より明示化・顕在化あるいは純化・強化させた。」（金井 2021：156）

原子力関連や復興事業などの事業に偏る財政が原発事故前とは異なって長期間続く保証が少ないこと、今後も住民の少子高齢化の進展が予測されること、自治体の行財政圧迫が住民への負担増につながることなどを重視すれば、自治体としての持続性を高めるためにも短期的な利益を追及しがちな政治構造からの転換が求められる。自治体が長期的な地域計画をたてられるような余裕をつくることこそ全国的な復興政策の課題ではないだろうか。

現時点での新規転入者の定住に関しても、ある意味で似たことが言える。上記の通り、現在の富岡町居住者のうち過半数は、事故後に富岡町に移り住んできた人たちであるが、その中心は原発や復興事業関係の30～50代の男性である。富

岡駅や国道6号線の周辺に新たに建てられた小規模集合住宅や、事故以前の住宅をリフォームした寮などに住んでいる方が多い。そのまま定住してくれるのであれば町を支える大きな力になれるはずだが、流動性が高く、現時点での期待は薄い。

また、富岡町では交流・関係人口の拡大とあわせて移住者を増やすことにも力を入れており、教育費の無償化など子育て世帯への支援を充実させている。それらの成果として乳幼児の人数は増加傾向にあり、認定こども園の園児数は計61人（2023年6月1日時点、前年同月比6人増）となっている¹⁰⁾。町としてはこうした世帯と事故以前からの住民との交流機会などをつくって今後のまちづくりに活用する姿勢を示しているが、まだ、新しい子育て世帯の絶対数が少ない上に¹¹⁾、長期的な定住につながるかどうか未確定で、さらに従来からの町民との間で世代・年代・ライフスタイルなどのギャップが大きいと、協力体制が確立し、その成果が現われるには時間がかかる。その意味でも再建に向けた計画の長期性が求められるのである。

4. 生活の場としての地域再建と世代継承への課題

4-1. 長期的な回復に向けた関係構築と農業の意味

ふるさと喪失／剥奪や分断に関する被害意識が時間とともに深まることについてはすでに述べたが、この長期的な苦痛は放射能汚染の深刻さとかかわる。岩崎敬子は、双葉町を対象として2013年から2019年にかけて行われた5回のアンケート調査から、震災によって大きく変わった町民の生活が8年を経ても改善していないことが、心の健康に与える影響を示す（岩崎2021：172）。

つらさが長く続くのは地域への思いが強いからでもあり、それは地域にとってみると長期的な回復の可能性にもつながる。佐藤彰彦は、避難先から避難元の地域に「通う」人たちが存在し続けることに注目し、復興庁などによる富岡町での

10) 「にこにこども園」は2019年度開園（0～5歳児対象）。なお、小学校児童数は46人、中学校生徒数は21人。

11) 2010年国勢調査による富岡町人口は、0～4歳640人、5～9歳720人、10～14歳892人、15～19歳898人であった。



富岡町上本岡（2021年8月1日）。帰還した世帯はわずかだが、農地は整備されている。

住民意向調査でもすでに避難先に住宅を購入した人を含めて2019年時点でも全体の5割（正確には帰還者を除いた4割強）の人が故郷への帰還について何かしら考えていることを特筆する（佐藤2021：191）。

農業は、この点で地域の持続可能性にとって重要な位置を占める。農業が土地と深くかかわることは言うまでもないが、その土地は祖先から未来へと世代継承されてきた。富岡町を含めて相双地方では1haほどの水田をもつ兼業農家が多く、その規模では農家経営としては成り立たなくなっても家産として大事にされ、水路の保全なども近隣との助け合いによって支えられてきた。伝統行事などとの関係も深く、生産額としては第1次産業全体で1%とわずかでも農業は地域の基幹産業と考えられてきたのである。避難指示解除後に帰還した人たちや「通う」人たちの多くも震災前の兼業農家である。

祖先が苦勞してつくり、守ってきた田畑だから自分たちの代で失うことは避けたいという声は広く聞かれる。だが、その一方で、その思いや苦勞まで次世代に

継がせてよいかという葛藤も大きく、選択は分かれている。被災自治体に共通の傾向として、専業などの認定農業者は再開している割合が高い一方、小規模農家の営農再開は困難である¹²⁾。そのため、福島県などが集落営農などによる集積を進めているが、そうした協力の連鎖にも長期的な見通しが求められるのである。

富岡町でも同様である。震災前の富岡町では、733 農家、2 生産組合が、846 ha（うち水稲作付け 563 ha、他は転作 132 ha と自己保全 151 ha）の水田を耕作していた。畑作は小規模なものにとどまったが、約 80 農家が約 700 頭の肉牛の繁殖にたずさわり、大手系列の会社が約 1 万頭の養豚を行っていた。2023 年 5 月時点では、33 件の農家・農業法人などが合計 263.4 ha を耕作している。作付面積は着実に増えており、農業再開当初は震災前の 6 割に近い 303 ha という目標だったが、2027 年度に向けた成果目標は 350 ha（うち水稲 150 ha）となっている。実際にも 2023 年 4 月に指示解除となった特定復興再生拠点区域を含めて数十 ha の拡大が見込まれる。他方、3~40 ha のメガソーラー施設 3 件など転用された農地もあり¹³⁾、とくに所有者不在となった土地を中心にその見通しは単純なものではない。

関連する変化として、作物の変化と法人等の増加を見ることができる。後者から見ていくと、町内では以下で紹介する「富岡アグリファーム」と「ふるさと生産組合」が組織化され、また、町外の法人も 9 件が参入している。小規模農家が再開できない農地をこれらの大規模な組織が担っているとも言える。機械化や人手の季節配分の関係もあって、2023 年度作付け面積を見ると水稲が 120.1 ha に対して、その他が 143.3 ha となっている。富岡町がタマネギを普及品目として乾燥施設などを設置している他、ソバや小麦などなども栽培されている（藤川 2023b）。新規就農・参入への補助事業などもあって、参入する町外事業体の数も 2021 年秋時点の 2 件（約 40 ha）から 2023 年 5 月には 9 件（72.5 ha）と増えている。町内の農業者もそれは歓迎しているが、末永く続けてくれるのかと

12) 注、農水省「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組」（2020 年 9 月）p. 19 「原子力被災 12 市町村の農業者の営農再開状況及び意向」（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/attach/pdf/torikumi_0209.pdf）

13) メガソーラー施設の設置契約は概ね 20 年程度であるが、雑種地から再び農地に戻るのかは不透明である。これについては、伊藤香苗による FIT 価格など太陽光発電の側の課題を含めた指摘がある（伊藤 2021：300）。

いう心配もあるという。

4-2. 富岡アグリファームの事例

富岡町における稲作ではもっとも広い面積を耕作する富岡アグリファームは、町役場が所在する本岡地区を中心に 70 代の男女 5 名ほどで立ち上げた法人である。震災前には約 100 ha あった本岡の農地のうち、30 ha ほどを管理し、2023 年度は水田 20 ha、タマネギ 7 ha の作付けを計画している。

本岡を含む旧上岡村は、地理的にも生活意識としても旧富岡町と連続しているが、原発事故前まで農業の占める位置が大きかった。水事情が悪かったために江戸時代の開墾から 2000 年代の滝川ダム建設にいたるまで取組が重ねられてきたこともあり¹⁴⁾、高齢者にとっての農地への思いは実感をとまなうものである。原発立地などによって家計における農業の位置が低下してからも、農地を大事にする意識は継続してきた。

したがって、震災前のこの地区には小規模ながら意欲のある農家も多く、野菜やダイズなどもそれぞれ工夫していた。アグリファームの前身となる農業団体では水田約 10 町歩を耕作し、アイガモ農法約 1000 羽による特別栽培米をつくっていた。ただし、肉の加工販売事業についてはようやく軌道に乗ろうとするところで原発事故に遭い、食肉分については損害賠償を受けていない。

避難指示解除後にアグリファームを立ち上げたことについて代表の猪狩弘道氏は次のように語っている。

「今なら大きな補助もあるから、それが終わる前にいろんなことをクリアして、雇用も生んで、若手に受け継ぐことができる農業をやろうと。ちゃんと計画立てて、5 年目にはしっかりとした収入あげっぺと言ってはじまったわけです。昨年 2 回目の収穫だったけど、荒れ放題で地力が落ちていた農地だから、今は勉強だという感じでやっています。今年は相当な収穫量上げたいよね。〔中略〕震災や原発事故の痛みは消えないけど、その厳しさを仲間と越えていきたいですね。」（環境省環境再生・資源循環局 2021：11）

14) 滝川ダムは、1985 年に計画に着手され、東日本大震災前年の 2010 年に竣工した灌漑用ダムである。後述の麓山神社が富岡川のダム下流部にある。

稲は食用米と飼料米が半々で反収は7~8俵とこの地域では普通の出来だった。食用米は、地域内で消費する他はJAを通して業務用として販売される。最大の課題は労力である。これは直面する現実でもあり、たとえばイノシシによる獣害対策で役場に相談しても補助金を出すから自分たちでやってくれと言われる。労力の課題は現在と将来を結ぶ上でも大きい。経営を安定させるためにも耕作の規模が求められ、自分たちだけでできる作業には限りがあるので、雇用が必要だが、そうすると労務管理など事務的な業務も増えてくる。機械の更新や土作り等を考えても、後継者の見通しと経営の見通しとは相互的なもので、その課題が大きい。具体的な候補者を簡単には見つけられないのである。アグリファームのお一人も次のように語る。

「私は、次男坊が後継者になるはずだったんですが、〔原発事故後〕何日か私と一緒に生活してましたが〔中略〕そのうち、「お父さんどうする」って言うから、「富岡になんか、原子力〔事故〕で帰れないんだから、あとは自分で生きなさいよ」って〔答えた経緯がある。その時に次男にたいして他地域で〕「生きなさいよ」って言った手前、今さら息子に「帰ってきてちょうだい」とも言えないし。それで今、東京のほうでサラリーマンやってますが。」（富岡町でのヒアリング、2021年3月18日）

町外から富岡町に参入する農業法人もあるのに、町内の農業法人の後継者はなかなか決まらない、そこには土地とそこに住む人との関係が反映されているように見える。

4-3. 農業の可能性と世代継承への課題

東北を代表する民俗学者である岩崎敏夫は富岡アグリファームのある本岡地区の王塚神社について、農作と関係の深い作神の信仰である湯殿信仰に由来するものと考察している（岩崎1963：280）。阿武隈高地の山麓部には葉山信仰が広く見られ（端山、麓山など表記は多数）、その一つに位置づけられるというのである¹⁵⁾。岩崎によれば葉山は、田の神が里に近い端山にいる状態であり、稲作に必要な水を守る意味をもち、村の氏神でもある。



富岡町の麓山神社（2022年3月25日撮影）。山麓と水田の境界部に位置する。境内には東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の「震災復興記念碑」が建てられている。

「村の共有の神は、やはり農耕的な神であった。そういう神が山籠りして、翌春再び新しい神となって田に出てくる。〔中略〕端山は村の氏神と呼ばれる場合も多い。元来氏神は氏一族の神の謂であるが、村共有の神ということもある。」（同上：88）

村で亡くなった人の霊魂が仏になり、50年ほどたつと氏神になって村の農作を守る、それへの信仰が葉山として伝わっているという。だからこそ現在は避難している人たちにも離れがたい思いがあり、王塚神社も震災10年後に再建され

15) 岩崎の研究は相馬地方を中心としているが、阿武隈高地の東側に直線的に並ぶ葉山の信仰と遺跡の南端部に富岡町の麓山神社が位置づけられている（岩崎1963：206地図）。「双葉郡上岡の麓山など、殊に忘れられぬ美しい山であった」とも書かれる（同上：87）。



王塚神社の再建（2021年3月12日撮影）。

た¹⁶⁾。

田に水の恵みをもたらす村の神が、地域の社会関係の基礎にもなり、祖先から子孫への世代継承を支える存在にもなっている¹⁷⁾。神社や祭礼は「ふるさと」を象徴するものである。お札をおさめ、氏子であり続けることも「ふるさと」を守ることだが、その恵みである水を受けて水田を守ることは、より重い意味を持つ。実際の負担は必ずしも大きなものではなく、震災前には日常と同様に分担されて

16) ただし、いわき市に生活拠点を移した一方で避難元に定期的に通って農地保全にも積極的にかかわり、王塚神社の氏子の世話役もしている方は、旧暦2月8日の祭礼における札の申し込みが震災前には例年100件以上あったのに、社殿再建後の2021年には70件に減り、2022年は60人ほどになっていることについて心配している(2022年3月7日のヒアリングによる)。

17) 王塚神社や子育ての神としても知られ、旧暦8月8日に、男の子なら太刀、女の子ならなぎなたを一本借りて行き、自宅の神棚に上げて子供の息災を祈り、十二月八日(綿入れお盆)には借りたものより寸法を長いものを作って二本にして返すという風習がある。木製の刀は無造作に積み上げられていて、どれを借りていかに深い意味はないというが、この継続性も地縁と血縁の接点を感じさせる。



王塚神社に納められた太刀となぎなた (2021年8月21日撮影・富岡アーカイブミュージアム収蔵品)。

いたし、担い手がいなくなって震災後に軽減された行事なども多い。だが、「ふるさと」の思いや関係性を知っていれば、軽々にはできないものも感じる。地域である程度の規模で農業をするためには周囲との関係性が重要になり、それは他の世代にも及ぶ。家族との関係もあって、通い農業や短期的な単身帰還を重ねている人もいる。

こうした条件は他地域と同じで、農業法人などが増えていかないのには、いくつかの事情がある。主なものを列挙すれば、第一に「風評」を含めて放射能の影響は大きく、福島県産の価格が他産地より低くなる状況は多くの農産物で残っている。双葉郡富岡町の条件はさらに厳しく、作付けできる品種や用途にも制限が生じる。第二に、除染や基盤整備にともなう土壌劣化もあり、農産物の質向上には時間を要する。第三に、すでに述べた労働力不足は深刻である。他方第四として、新たな機械購入など農業再開に必要な投資額が増え、経営の工夫も求められる。省力的に広大な農地を耕作するためにも機械化は必須だが、補助金を活用す

するためにも将来にわたって営農を継続できる見通しが必要になる。これらの結果として第五に、農環境の維持・整備が課題となる。現在はかなり行政が支援している農水路やため池などの管理だが、それがいつまで続くか明確ではない。管理の負担が増すかもしれないとなると、世代継承はさらに難しくなる。

こうした諸条件や過去の実績、現状、未来の見通しが相互に関連しあう現状では、できるところから少しずつ再開していくためにも、それを支えるしくみが必要である¹⁸⁾。農業のあり方からして震災前とは変わってしまった中で農業再開を個人やグループの意欲に任せていくには限界がある。世代継承にしても、家を単位にしたものだけでは農地規模の拡大にそぐわない。どのような農業経営のあり方が望ましいのか、どうすれば世代継承の可能性が高まるのか、時間をかけてみていく必要がある。地域の人たちが時間をかけてそれを考えられるような長期的な支援策が求められるのではないだろうか。

5. むすび：地域再建と生活再建のために何が求められるのか？

「河川は、古来、交通、かんがいはもちろん、飲料その他生活に欠くことのできない自然の恵みのひとつであって、われわれはなんらの疑いもなくこの恵みにすがって生きてきた。神通川ももとよりその例外でない。ところが、近時、この河川等が企業の経済活動によって不可避免的に生ずる廃棄物で汚染され、そのため河川等の自然環境の破壊されることがしばしばとなったが、この河川等の自然環境の維持、保全が制度的に確立されない以上、右廃棄物による損害防止の技術的設備を整えること及びこれを十分に尽くさなかったことから生ずる被害の救済は、経済活動を行う企業にまず第一に求めるほかないものと考えられる」¹⁹⁾。

18) 定年後の帰還を考えて避難元からの通い農業として富岡町でハウスなどでの花卉栽培を始めた方は、販路確保のために JA も一定の供給量があるものを求めるので、すでに管内で始めた人がいる種類の花しか選べないこと、関連して販売単価が抑えられ、かつ自分としては不慣れなので最高クラスでは売れない二級品が増えるとさらに収益が下がること、などの厳しさを教えてくれた。放射能に関係ない花卉、先行投資の比較的小さいハウス園芸という選択にも負担はかかる。

19) 富山地方裁判所民事部 裁判長裁判官岡村利男、裁判官大橋英夫、裁判官佐野正之。

これは、公害訴訟における日本史上最初の住民勝訴判決と言われるイタイタイ病訴訟第一審判決文の一部である。近代鉱工業の展開は自然を汚染し、農業や漁業を含めて自然の恵みにすぎる生活を損傷してきた。神通川流域における鉱毒被害も明治期から明らかであったが、農業者の訴えはわずかな賠償金などで退けられ、汚染の蓄積がイタイタイ病の深刻化を招いた。鉱毒と縁を切るために被害住民が立ち上がったのがこの訴訟であった²⁰⁾。新潟水俣病、四日市大気汚染、熊本水俣病を含めた四大公害訴訟は、全国的に深刻化していた公害問題をいかに反省するかを問うものとも言え、それに対して当時の司法が示した最初の答えが上記の判決には反映されている。

それまで「なんらの疑いもなくこの恵みに生きてきた」自然が破壊され、人びとが被害を受けた点において、福島原発事故はかつての産業公害と共通点をもつ。原発事故をめぐっては、発生に至る背景としても事故との対応のあり方についても、原子力開発の歴史が産業公害の教訓をどう受け取ってきたのかが問われるだろう。福島原発事故が原子力への不安と不信をとどめた中で起きたものであり、強調されすぎた「安全」と不十分だった避難計画や情報開示が富岡町の混乱を拡大したことは、すでにみたとおりである。今後について考えるなら、疑いのない自然の恵みに再び目を向け、その回復に向けた取り組みが求められるのではないか。農業の復興を耕作面積や生産額だけで測ろうとすることは、リスクとリターンの比較にもとづく利害の論理に重なっていく。生計の手段も地域再建への産業選択も、単線的な比較の対象ではないはずだが、疑いのない恵みが破壊された状況で個人の自己責任が強調されていけば長期的な視野を保つことも難しくなってしまう。

片岡直樹は、福島県中通りの農地汚染除去裁判が、汚染原因者ではない農業者に放射能汚染対処の取組みをさせる判決にいたったことを批判し、次のように述

昭和四三年（ワ）第四一号 判決。『イタイタイ病裁判』第五巻、総合図書 1973 年 147 頁

20) つけ加えれば被告は控訴したものの高裁判決も原告全面勝訴であり、三井金属はその判決が出される前に上告断念を公表している。その後、公害防止対策、土壌復元などが続き、2013 年に被害住民と企業とのあいだで全面解決の確認書がかわされた。とは言え、今もイタイタイ病の発生が完全に止まったわけではなく、住民参加による公害防止対策も継続している。

べる。

「紛争の両当事者が持つ専門能力を考えると、放射能汚染除去への取組み主体と、農地の土壌づくりへの取組み主体が、問題解決のために行なう多様な活動が共に存在するような、そのような権利関係実現を導く司法判断が、長期間にわたる汚染問題では必須である。」(片岡 2021 : 71)

これは、さらに多様な主体との協力の中で農業の可能性、持続性、世代継承を実現する法治社会の礎になると、続く。この指摘はイ病訴訟判決以来の課題を再び問うものでもある。公害訴訟の後、経済活動による河川環境の破壊には歯止めがかかったものの十分な回復とは言えず、河川と生活との分断も進んだ。公害訴訟からは汚染の責任を問う仕組みが確立していったものの、責任や利害を個に分割するだけでは汚染防止にはつながりにくい。河川の恵みが用水だけではないように、農業の可能性も食糧生産と販売だけではない。農の価値を支えるのは自然や他世代等を含めた関係性であり、農の再建は世代継承の課題と不可分である。地域再建にあたって農を再評価するのであれば、こうした関係性を尊重しながら、失われたものを補う新たな協力関係をもたらすような視点が求められる。

参考文献

- 磯野弥生 2021 「除染と住民―「除染」幻想に振り回された10年」(高木・佐藤・金井編著 pp. 59-89.)
- 市村高志・高木竜輔・佐藤彰彦 2021 「被災当事者によるコミュニティづくり―その軌跡を振り返る」高木・佐藤・金井編著 pp. 307-339.)
- 伊藤香苗 2021 「“復興”メガソーラー事業成立の構造と今後への課題」(高木・佐藤・金井編著 pp. 269-305.)
- 岩崎敬子 2021 『福島原発事故とこころの健康―実証経済学で探る減災・復興の鍵』日本評論社
- 岩崎敏夫 1963 『本邦小祠の研究―民間信仰の民俗学的研究』岩崎博士学位論文出版後援会
- 片岡直樹 2021 「農地の汚染除去をめぐる司法判断―農業者は何を求めたのか」(藤川・石井編 pp. 43-74.)
- 金井利之・今井照編著 2016 『原発被災地の復興シナリオ・プランニング』公人

の友社

- 環境省環境再生・資源循環局 2021 『福島環境再生 100 人の記憶』 マスターリンク
- 佐藤彰彦 2013 「タウンミーティングから見てきたもの—多重の被害を可視化する」(山下・市村・佐藤 pp. 163-175.)
- 佐藤彰彦 2021 「被災者の生活再建と被災地のコミュニティ再生」(山川・初澤編著 pp. 172-202.)
- 関礼子 2019 「福島原発事故避難者訴訟原告(第1陣)の故郷剥奪被害の分析—避難とは別個の故郷剥奪損害の重大性」
- 成元哲編著 2015 『終わらない被災の時間』石風社
- 高木竜輔・佐藤彰彦・金井利之編著 2021 『原発事故被災自治体の再生と苦悩—富岡町 10 年の記録』第一法規
- 富岡町 2015 「東日本大震災・原子力災害」
- 中尾祐子 2013 『終わらないフクシマー女性たちの声』いのちのことは社
- 日本学術会議社会学委員会 東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る
分科会 2013 「原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言」
- 沼尾波子 2021 「長期避難の下での 2 つの地域包括ケアシステムの模索」(高木・佐藤・金井編著 pp. 235-268.)
- 藤川賢・石井秀樹編著 2021 『ふくしま復興 農と暮らしの復権』東信堂
- 藤川賢 2023a 「福島原発事故がもたらした分断とは何か」関礼子・原口弥生編『シリーズ 環境社会学講座第3巻 福島原発事故は人びとに何をもたらしたのか—可視化される被害、再生産される加害構造』新泉社 pp. 32-56.
- 藤川賢 2023b 「復興をめぐる分断と修復への課題」成元哲・牛島佳代編著『原発分断と修復的アプローチ—福島原発事故が引き起こした分断をめぐる現状と課題』東信堂 pp. 97-121.
- 船橋晴俊 2013 「震災問題対処のために必要な政策議題設定と日本社会における制御能力の欠陥」『社会学評論』64-3: 342-365.
- 除本理史 2014 「「ふるさとの喪失」被害とその救済」『法律時報』86-2: 68-71.

- 除本理史 2015 「避難者の「ふるさと」の喪失」は償われているか」淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社 pp. 189-209.
- 除本理史 2016 「原発事故による「ふるさと」の喪失」植田和弘編『大震災に学ぶ社会科学第5巻 被害・費用の包括的把握』東洋経済新報社 pp. 59-79.
- 山川充夫・初澤敏編著 2021 『福島復興学Ⅱ—原発事故後10年を問う』八朔社
- 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦 2013 『人間なき復興—原発避難と国民の「不理解」をめぐって』明石書店
- 山本薫子 2021 「原発事故被災自治体・富岡町10年の軌跡」(高木・佐藤・金井編著 pp. 15-39.)